

## 【行政法】

下記の問題1及び問題2について、それぞれ解答しなさい。

### 問題1 (行政法総論)

裁量統制(裁量審査)の方法としては、どのようなものがあるか、行政庁の作為の裁量(行政処分がなされた場合)と不作為の裁量(行政処分がなされていない場合)との両方について述べなさい。

### 問題2 (行政救済法)

C空港の空港利用者であるXらは、「国土交通大臣がC空港株式会社に対して航空法42条2項に基づく完成検査を合格としたこと(以下「本件検査合格」という。)は、十分な検査をせずにされたものであり、航空法及び航空法施行規則の定める基準に適合しない違法なものである」と主張して、本件検査合格の取消訴訟(行政事件訴訟法3条2項)を提起したいと考えている。本件検査合格の処分性を検討しなさい。なお、Xらは原告適格を充たすと仮定してよい。

※ 解答用紙の記入に際しては、問題1、問題2と見出しをつけて記入しなさい。

### 【添付資料】

航空法 (抄)

航空法施行規則 (抄)

### 航空法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図ること等により、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(空港等又は航空保安施設の設置)

第38条 国土交通大臣以外の者は、空港等又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請をしようとする者は、当該施設について、位置、構造等の設置の計画、管理の計画、工事完成の予定期日その他国土交通省令で定める事項及び空港等にあつては公共の用に供するかどうかの別を記載した申請書を提出しなければならない。

(3・4項略)

(申請の審査)

第39条 国土交通大臣は、前条第1項の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 当該空港等又は航空保安施設の位置、構造等の設置の計画が国土交通省令で定める基準（空港にあつては、当該基準及び空港法第3条第1項に規定する基本方針（第47条第1項において単に「基本方針」という。））。第3号において同じ。）に適合するものであること。

二 当該空港等又は航空保安施設の設置によつて、他人の利益を著しく害することとならないものであること。

三 当該空港等又は航空保安施設の管理の計画が第47条第1項の保安上の基準に適合するものであること。

四 申請者が当該空港等又は航空保安施設を設置し、及びこれを管理するに足りる能力を有すること。

五 空港等にあつては、申請者が、その敷地について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること。

2 国土交通大臣は、空港等の設置の許可に係る前項の審査を行う場合には、公聴会を開き、当該空港等の設置に関し利害関係を有する者に当該空港等の設置に関する意見を述べる機会を与えなければならない。

(完成検査)

第42条 空港等の設置者又は第38条第1項の規定による航空保安施設の設置の許可を受けた者（以下「航空保安施設の設置者」という。）は、当該許可に係る施設の工事が完成したときは、遅滞なく、国土交通大臣の検査を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の検査の結果当該施設が申請書に記載した設置の計画に適合していると認めるときは、これを合格としなければならない。

3 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、第1項の検査の合格があつたときは、遅滞なく、供用開始の期日を定めて、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

- 4 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、前項の規定により届け出た供用開始の期日以後でなければ、当該施設を供用してはならない。

## 航空法施行規則

(設置の許可申請)

第76条 法第38条第2項の規定により、空港等の設置の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した空港等設置許可申請書三通を国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 設置の目的（公共の用に供するかどうかの別を附記すること。）
  - 二 氏名及び住所
  - 三 空港等の名称及び位置並びに標点の位置（標高を含む。以下同じ。）
  - 四 空港等予定地又は予定水面並びにそれらの所有者の氏名及び住所
  - 五 空港等の種類、着陸帯の等級及び滑走路（陸上空港等及び陸上ヘリポートにあつては、基礎地盤を含む。）の強度又は着陸帯の深さ
  - 六 計器着陸又は夜間着陸の用に供する空港等にあつては、その旨
  - 七 空港等の利用を予定する航空機の種類及び型式
  - 七の二 国土交通大臣の指定を受けようとする進入区域の長さ、進入表面の勾配、水平表面の半径の長さ又は転移表面の勾配
  - 八 空港等の施設の概要
  - 九 設置予定の航空保安施設の概要
  - 十 設置に要する費用
  - 十一 工事の着手及び完成の予定期日
  - 十二 管理の計画（管理に要する費用を附記すること。）
  - 十三 予定する空港等の進入表面、転移表面若しくは水平表面の上に出る高さの物件又はこれらの表面に著しく近接した物件がある場合には、次に掲げる事項
    - イ 当該物件の位置及び種類
    - ロ 当該物件の進入表面、転移表面若しくは水平表面の上に出る高さ又はこれらの表面への近接の程度
    - ハ 当該物件の所有者その他の権原を有する者の氏名及び住所
    - ニ 当該物件を除去するかどうかの別
    - ホ 当該物件の除去に要する費用
    - ヘ 当該物件の除去に係る工事の着手及び完了の予定期日
- (2項略)